様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

（略）

下水道法第12条の４（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の４）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十（第十二条関係）

氏　名　変　更　等　届　出　書

（略）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第12条の７（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十一（第十二条関係）

特　定　施　設　使　用　廃　止　届　出　書

（略）

特定施設を廃止したので、下水道法第12条の７（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十二（第十三条関係）

承　　継　　届　　出　　書

（略）

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、下水道法第12条の８第３項（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の８第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十四（第十六条関係）

（表）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

氏名（ふりがな）

年　　月　　日生

職　名

上記の者は、下水道法第13条第１項（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第13条第１項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

（裏）

下　水　道　法　抜　粋

（排水設備等の検査）

第13条　（略）

（準用規定）

第25条の30　第７条から第８条まで、第11条の２、第12条から第12条の９まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の２まで、第21条から第23条の２まで及び第25条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

（略）

下水道法第12条の４（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の４）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十（第十二条関係）

氏　名　変　更　等　届　出　書

（略）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第12条の７（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十一（第十二条関係）

特　定　施　設　使　用　廃　止　届　出　書

（略）

特定施設を廃止したので、下水道法第12条の７（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の７）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十二（第十三条関係）

承　　継　　届　　出　　書

（略）

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、下水道法第12条の８第３項（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の８第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第十四（第十六条関係）

（表）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

氏名（ふりがな）

年　　月　　日生

職　名

上記の者は、下水道法第13条第１項（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第13条第１項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

（裏）

下　水　道　法　抜　粋

（排水設備等の検査）

第13条　（略）

（準用規定）

第25条の18　第７条から第８条まで、第11条の２、第12条から第12条の９まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の２まで、第21条から第23条の２まで及び第25条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。